

# 令和3年4月以降の「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」の影響緩和のための支援金

令和3年5月16日から7月11日までの  
北海道からの休業要請等に協力していただいた  
石狩市内の飲食店等の皆さまへ

申請期限は8月31日までです。申請漏れはありませんか？

要請期間		①5/16～5/31 【5月分】 ②6/1～6/20 【6月分】	③6/21～7/11 【6～7月分】
要請内容	酒類又はカラオケ設備を提供	休業	営業時短 (5時～21時)
	上記以外 (宅配・テイクアウトを除く)	営業時短 (5時～20時)	酒類提供時短 (11時～20時)
支援金 1店舗 1日あたり	中小企業・ 個人事業者	4～10万円/日	2.5～7.5万円/日
	大企業	上限20万円/日	上限20万円/日
申請期限		令和3年8月31日(火)まで	

申請方法:下記の事務局で郵送による受付をしております。

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内

石狩市感染防止対策協力支援金事務局

お問い合わせ:0133-72-2111(石狩商工会議所内)

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(土日祝を除く)



休業・時短等の協力支援金の対象とならない  
事業者の皆さまへ

## ●国の「月次支援金」

令和3年4月以降に実施された「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆さまへの支援金

- ・法人: 上限20万円/月
- ・個人事業者等: 上限10万円/月

相談窓口: 月次支援金事務局

0120-211-240

午前8時30分から午後7時00分まで(土日祝を含む)

<https://ichijishienkin.go.jp/>



## ●北海道の「道特別支援金B」

令和3年4月以降、「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う北海道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々(前年または前々年同月比30～50%未満減少)を対象とした支援金

- ・法人: 10万円
- ・個人事業者等: 5万円

相談窓口: 道特別支援金コールセンター

011-351-4101

午前8時45分から午後5時30分まで(土日祝を除く)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

